第二百五十二条第三項第三号に次のただし書を加える。

ただし、より保守的なバリュー・アット・リスクが算出される場合は、この限りでない。

第二百五十二条第三項第四号中「三月」を「一月」に改め、同項中第八号を第十号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　前号のマーケット・リスク・ファクターの設定に当たって、全てのプライシング・ファクター（金融商品の価格に影響を及ぼす金利その他の原因の区分をいう。以下この号において同じ。）を用いていること。ただし、プライシング・ファクターのうち、一部又は全部を用いないことにつき正当な理由がある場合には、この限りでない。

第二百五十二条第三項中第八号の次に次の一号を加える。

九　ストレス・バリュー・アット・リスク（適切なストレス期間を含む十二月を特定し、当該ストレス期間におけるヒストリカル・データを銀行持株会社が現に保有するポートフォリオに適用して算出したバリュー・アット・リスクをいう。以下同じ。）を算出する場合には、当該ヒストリカル・データの選出及び定期的な見直しの基準が適切であると認められること。

第二百五十三条から第二百五十五条までを次のように改める。

（個別リスク及び追加的リスクを算出するリスク計測モデルの承認の基準）

第二百五十三条　銀行持株会社は、一般市場リスクの算出について内部モデル方式を用いる場合に限り、個別リスクの算出について内部モデル方式を用いることができる。

2　銀行持株会社は、債券等（第二百五十九条に規定する債券等をいう。以下この項及び第五項において同じ。）に係る個別リスクを内部モデル方式を用いて計測する場合には、当該債券等に係る追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えなければならない。この場合において、銀行持株会社は、上場株式及びこれの派生商品取引の追加的リスクを内部モデル方式を用いて計測し、マーケット・リスク相当額の合計額に加えることができる。

3　金融庁長官は、個別リスク及び追加的リスクの算出についても第二百五十条の承認をしようとするときは、前条第二項の定性的基準及び同条第三項の定量的基準のほか、個別リスクに係るリスク計測モデル（以下この項及び次項において「個別リスク計測モデル」という。）について次項に規定する基準に適合するかどうかを審査するとともに、前項の規定に基づいて追加的リスクを内部モデルを用いて計測する場合には、追加的リスクに係るリスク計測モデル（以下「追加的リスク計測モデル」という。）について第五項に規定する基準に適合するかどうかについても審査しなければならない。ただし、個別リスクの算出のために銀行持株会社が入手可能なヒストリカル・データが不十分である場合又はポジション若しくはポートフォリオの実際のボラティリティを反映していない場合であって、代理変数によってこれを補完することが十分に保守的であることを銀行持株会社が示すことができるときは、前条第三項の規定にかかわらず、個別リスク計測モデルの使用を認めることができる。この場合において、ヒストリカル・データを代理変数によって補完することによる影響は、同条第二項第四号ハに規定する影響に当たるものとする。

4　個別リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　ポートフォリオに関する過去の価格変動を説明できること。

二　リスクの集中度も含めたポートフォリオの構成の変化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

三　市場環境の悪化がマーケット・リスク全体に与える影響を把握していること。

四　同一の主体に関するポジションのうち、期間、優先劣後関係、信用事由その他の差異の存在により、類似するが同一といえないポジションの有するリスク（次項第七号において「ベーシス・リスク」という。）を把握していること。

五　イベント・リスク（個別リスクのうち、例外的な事態が生じた場合に発生し得る危険（追加的リスクを除く。）をいう。以下同じ。）を正確に把握していること。

六　バック・テスティングの結果から、個別リスクを正確に把握していることを説明できること。

七　流動性の劣るポジション又は価格の透明性が限られているポジションから発生し得るリスクを、現実的な市場シナリオのもとで保守的に把握していること。

5　追加的リスク計測モデルの基準は、次のとおりとする。

一　計測対象ポジションの流動性、集中度、ヘッジ状況及びオプション性に関する特性に応じて調整のうえ、第五章に規定する基準を適切に充足していること。この場合において、銀行持株会社の管理の状況に応じ、ポートフォリオのリスクが一定の水準にあるとの前提を置くことができる。

二　追加的リスクを算出する場合には、片側九十九・九パーセントの信頼区間を使用し、保有期間は一年以上とすること。ただし、保有期間に流動性ホライズン（保有するポジションの市場価値に影響を与えることなく、当該ポジションを全て入れ替えるために必要な期間（三月以上に限る。）をいう。第八号及び第九号において同じ。）を用いて算出した追加的リスクを基礎として一年以上の保有期間を用いて算出した追加的リスクに換算することが適切であると認められる場合は、この限りでない。

三　債務者間でのデフォルト及び格付遷移が連鎖することにより追加的リスクが増幅される効果を勘案していること。

四　追加的リスクとその他のリスクとの間の分散効果を勘案していないこと。

五　集中リスクを把握していること。

六　同一の金融商品に係るショート・ポジションとロング・ポジションとの間以外でのエクスポージャーの額の相殺をしていないこと。

七　主要なベーシス・リスクを把握していること。

八　債券等の満期が流動性ホライズンを上回ることが確実でないと見込まれ、かつ、それによる影響が重大と認められるときは、当該債券等の流動性ホライズンよりも短い期間に償還されることに伴う潜在的なリスクを把握していること。

九　ダイナミック・ヘッジにおける流動性ホライズンよりも短い期間におけるヘッジのリバランスの効果について、次に掲げる要件を満たしている場合にのみ当該効果を認識し、当該ダイナミック・ヘッジにより軽減されないリスクを反映していること。

イ　追加的リスク計測モデルにおいて、マーケット・リスク相当額の計測対象となるポジションに対しヘッジのリバランスによる影響を勘案していること。

ロ　銀行持株会社が当該リバランスの効果を認識することがリスクの把握の向上に寄与することを説明していること。

ハ　銀行持株会社がヘッジに用いる金融商品が取引される市場が十分に流動的であることを説明していること。

十　債券等の非線形リスクを把握していること。

（内部モデル方式によるマーケット・リスク相当額）

第二百五十四条　内部モデル方式を用いて算出する一般市場リスク及び個別リスクに係るマーケット・リスク相当額は、次に掲げる額の合計額とする。ただし、バリュー・アット・リスクは一営業日に一回以上の頻度で計測するものとし、ストレス・バリュー・アット・リスクは一週間に一回以上の頻度で計測するものとする。

一　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ　算出基準日のバリュー・アット・リスク

ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のバリュー・アット・リスクの平均値に次条に定める乗数を乗じて得た額

二　次のイ及びロに掲げる額のうちいずれか大きい額

イ　算出基準日のストレス・バリュー・アット・リスク

ロ　算出基準日を含む直近六十営業日のストレス・バリュー・アット・リスクの平均値に前号ロで使用した乗数を乗じて得た額